

第57回 青梅市公共交通協議会

報告・協議資料1

目次

区分	項目	資料の骨子	ページ
報告事項	1. 前回協議会の振り返り	－	2
	2. 第58回青梅産業観光まつりでの公共交通利用促進の取組	・令和7年11月2日、公共交通コーナーを出展し、利用促進の取組を実施	3
	3. マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業の本格実施	・要綱、概要 ・登録状況、利用状況	10
協議事項	1. 公募委員の承認	－	24
	2. マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業の今後の拡充	・対象事業者について ・登録手続きについて	25
	3. 河辺町1～3丁目地区における新たな公共交通の本運行(案)	・これまでの経緯、意向の確認 ・本運行概要・運行計画、車両 ・今後の予定	26
	4. その他	－	30

報告事項

1. 前回協議会の振り返り

○前回の第56回協議会は、令和7年8月18日(月)午前10時に開催されました。

第56回青梅市公共交通協議会資料の主な項目と協議概要など

主な項目	協議概要など
河辺町1～3丁目地区における新たな公共交通の本運行に向けた基本方針の変更について	<ul style="list-style-type: none">・変更の目的・変更案(自家用有償旅客運送での登録も可)
河辺町1～3丁目地区における新たな公共交通の本運行(案)について	<ul style="list-style-type: none">・本運行(案)・本運行後の調査、分析 <p>○主な意見は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・使用する車両はタイプの使い分けをしてほしい。・一般の方が運転士になる場合は、安全確保について慎重にお願いしたい。
協議会規約の一部改正について	<ul style="list-style-type: none">・道路運送法第78条にて規定された「自家用有償旅客運送」にかかる協議に対応できるよう、整備
マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業の本格実施(案)について	<ul style="list-style-type: none">・本格実施(案)・今後の予定 <p>○主な意見は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none">・料金体系が複雑なところがあるため、複数人で利用するとより効果的であることを示されたい。

2. 第58回青梅産業観光まつりでの公共交通利用促進の取組

(1) 取組の趣旨

○青梅市地域公共交通計画に示されている施策「(9)市民の利用促進」の取組の一環として、公共交通の状況や重要性を周知し、市民の公共交通に対する意識改革を促すとともに、相互理解のもとでファンを増やし、公共交通の利用を促進させるために、第58回青梅産業観光まつりに出展しました。

出展ブース（公共交通コーナー）



出展ブース(市役所本庁舎1階ロビー)

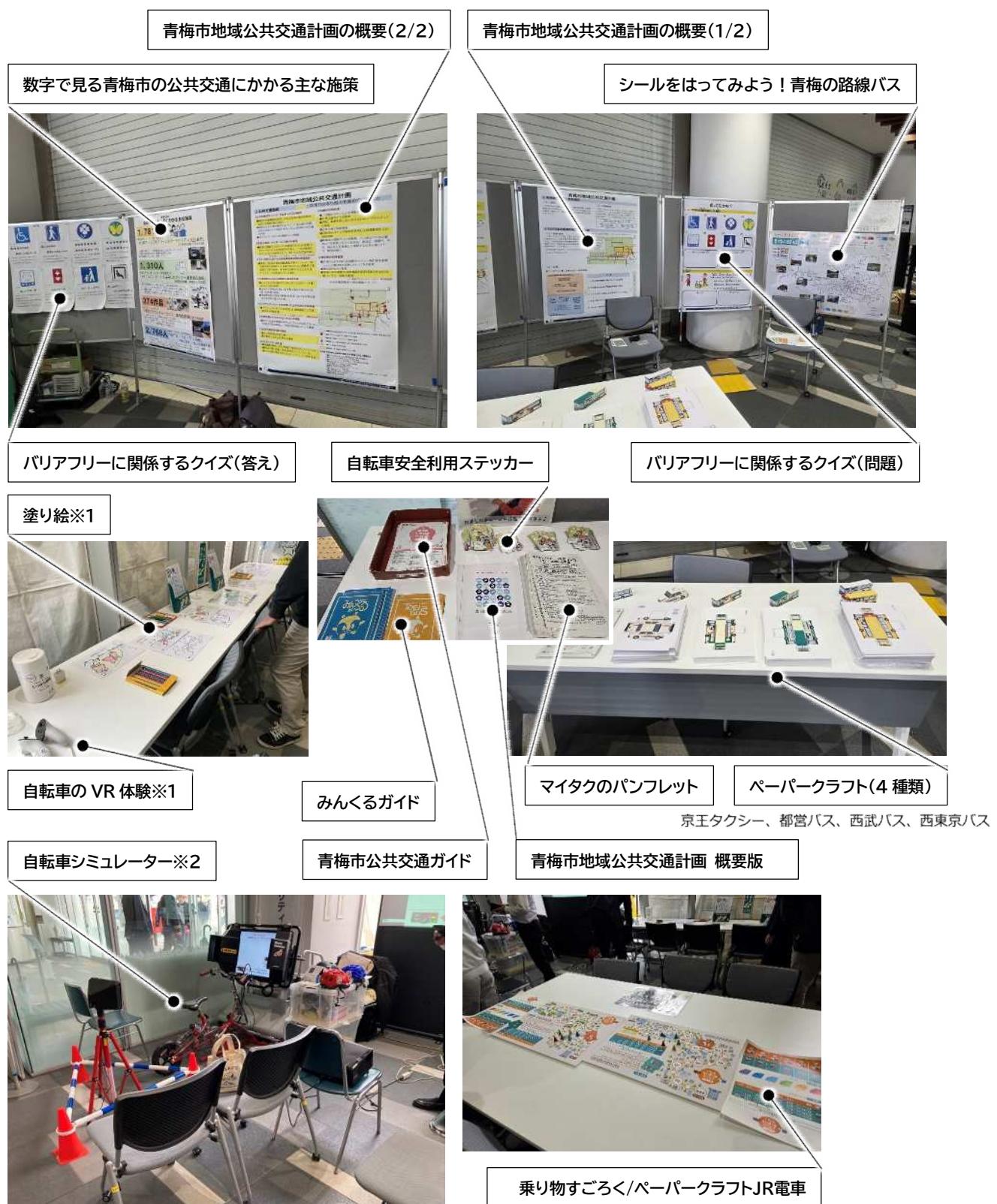


出展ブース（公共交通コーナー）への来場の様子



(2) 取組の内容

○青梅市の公共交通に関するポスター展示(青梅市地域公共交通計画の概要、数字で見る青梅市の公共交通にかかる主な施策)のほか、シール貼り、バリアフリーに関するクイズ、乗り物すごろくなどを展開しました。



※1 あいおいニッセイ同和損害保険(株) 主催

※2 警視庁青梅警察署・本田技研工業(株) 主催

○「シールをはってみよう！青梅の路線バス」について

- ・「よく使っているバス停」「使ったことがあるバス停」「行ってみたいバス停」について、1つずつ貼ってもらいました。



- ・「行ってみたいバス停」がもっとも多く、「使ったことがあるバス停」が続きます。

よく使っているバス停	67件
使ったことがあるバス停	147件
行ってみたいバス停	166件

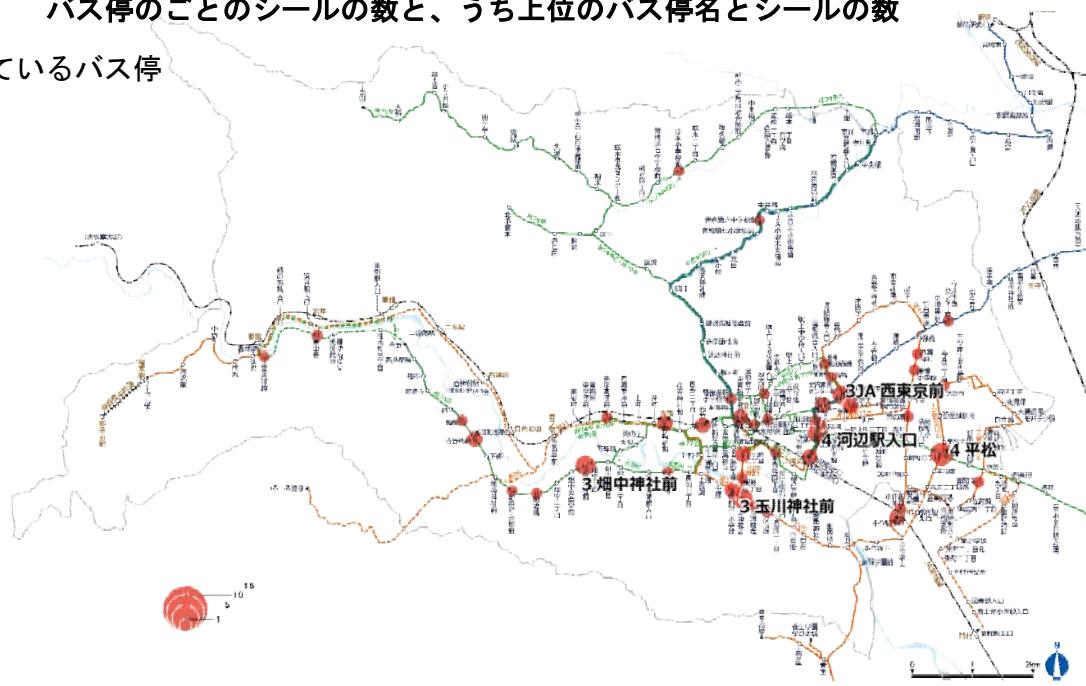
- ・対象ごとの上位は以下のとおりです。「行ってみたいバス停」は郊外部で多くみられます。

よく使っているバス停		使ったことがあるバス停		行ってみたいバス停	
1位	河辺駅入口	4件	6%	1位	つるつる温泉
1位	平松	4件	6%	2位	ケーブル下
3位	JA西東京前	3件	4%	2位	御岳山駅
3位	玉川神社前	3件	4%	4位	御岳駅
3位	畠中神社前	3件	4%	4位	上成木
全体		67件	100%	6位	(奥多摩方面)
				6位	小曾木診療所前
				8位	岩藏温泉
				8位	吉野梅林
				8位	沢井駅入口
				全体	
				166件	
				100%	

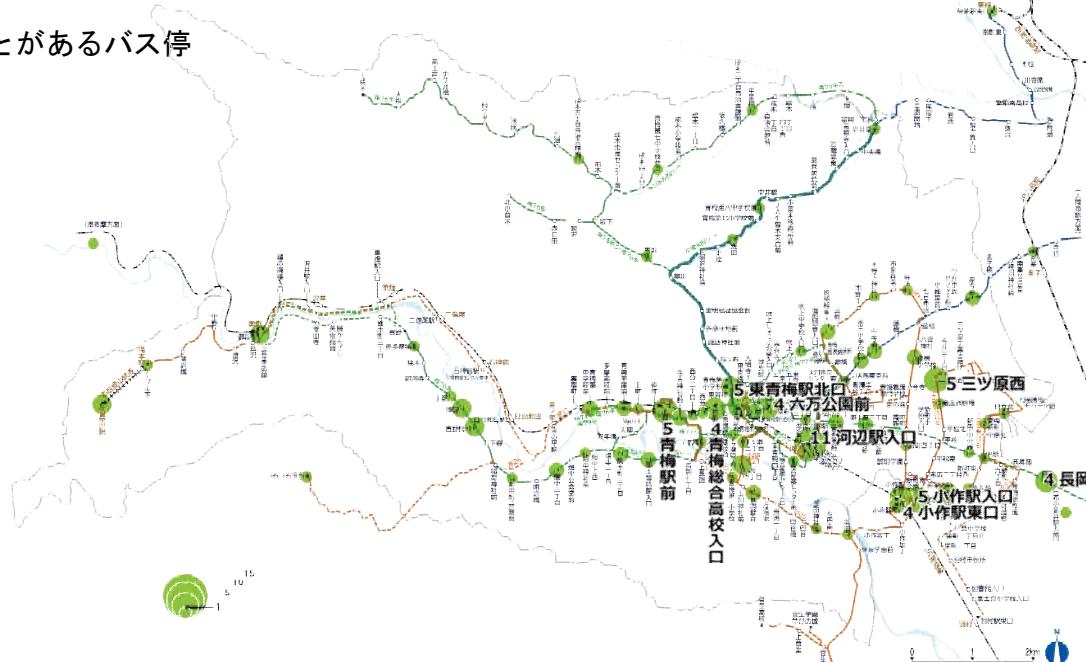
注：(奥多摩方面)とは、バス停の名称ではない

バス停ごとのシールの数と、うち上位のバス停名とシールの数

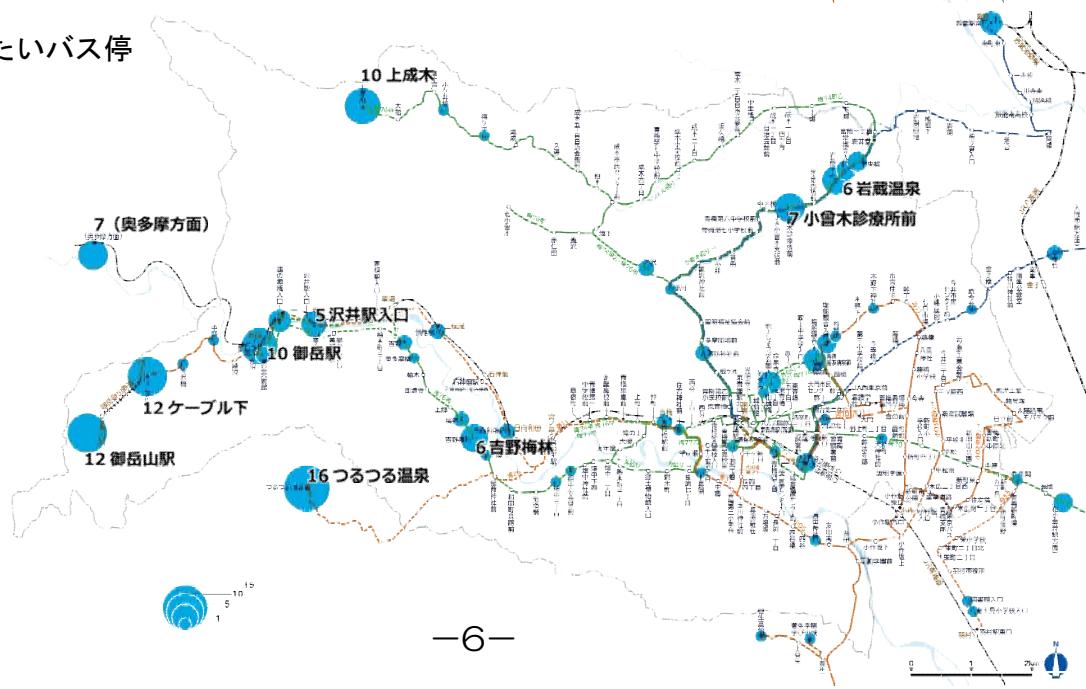
よく使っているバス停



使ったことがあるバス停



行ってみたいバス停



○心のバリアフリーに関するクイズについて

- ・上段は、「バリアフリーに関するマーク」を8つ出題し、「知ったのは4つ以上」「知ったのは3つ以下」の2択で答えてもらいました。
- ・下段は、白杖について、「知った」「知らなかった」の2択で答えてもらいました。



知ったかな?	知ったのは4つ以上	知ったのは3つ以下	計
バリアフリーに関するマーク 8問	98	45	143
	68.5%	31.5%	100.0%

知ったかな?	知った	知らなかった	計
白杖	106	13	119
	89.1%	10.9%	100.0%

- ・「バリアフリーに関するマーク」の答えは以下のとおりです。

- ① 障害者のための国際シンボルマーク
- ② 盲人のための国際シンボルマーク
- ③ 身体障害者標識(身体障害者マーク)
- ④ 聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)
- ⑤ ほじよ犬マーク
- ⑥ ヘルプマーク
- ⑦ ベビーカーマーク
- ⑧ カームダウン・クールダウンマーク

○乗り物すごろくについて

- ・出発地点から目的地まで、クルマと電車ではどちらが先に着くかを競うすごろくに参加してもらいました。
- ・ゲームの内容は、1人1枚ずつ「クルマ」と「電車」のカードを配り、仕切り役の合図でどちらか1枚を一斉に出します。「電車」は毎回一定のマス目を進めますが、「クルマ」は出した人数によって進めるマス目の数が変わります。人数が少なければ「電車」より速く進めますが、多いと渋滞で全く進めないこともあるなど、交通手段をかしこく使い分けてもらうことを理解しながら、ゴールを目指すゲームです。



(3) 来場者数

○来場者数

- ・6時間で延べ512人の来場がありました。このうち大人が58%、小学生以下が42%でした。
 - ・昨年度は総数529人でしたので、ほぼ同数なります。
- 昨年度と比較したところ、小学生以下が増え、大人が減りました。

時間帯	大人	小学生 以下	計	計の割合
10時台	63	31	94	18%
11時台	64	43	107	21%
12時台	52	52	104	20%
13時台	53	36	89	17%
14時台	40	20	60	12%
15時台	27	31	58	11%
計	299	213	512	100%
	58%	42%	100.0%	

来場者数は、ブースに立ち寄って参加や話を聞いてくださった方が対象。小学生以下は外見による。

令和6年度 計	358	171	529	100%
	68%	32%	100%	

3. マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業の本格実施

令和7年10月15日(水)より、マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業について、受付を開始し本格実施しました。

1 青梅市高齢者等タクシー運賃助成事業実施要綱

1 目的

この要綱は、高齢者等交通弱者の外出機会の創出および移動円滑化ならびに個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項により規定する個人番号カードをいう。)の利活用を推進するため、予算の範囲内において、タクシー利用にかかる運賃の一部を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

- (1) 青梅市高齢者等タクシー運賃助成事業(以下「本事業」という。)の実施主体は青梅市(以下「市」という。)とする。この場合において、市は、適切に本事業が実施でき、かつ、市と協定を締結した者(以下「事業者」という。)と、連携協力して実施するものとする。
- (2) 事業者は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第4条第1項の許可を受け、法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者であって、市の区域内(以下「市内」という。)での営業資格を有するものとする。

3 助成対象者

本事業の対象者は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 年齢が満75歳以上の者
- (2) 年齢が満65歳以上の者で、道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証を交付されていないもの
- (3) 道路交通法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書を交付された者
- (4) 妊産婦(母子健康手帳を交付された者で、交付日から分べん予定日の12か月後の月末までにあるもの)
- (5) 障がい者(身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳(以下「障害者手帳等」という。)のいずれかを所持している者をいう。ただし、青梅市福祉バス運行事業実施要綱(昭和58年8月15日実施)に規定する福祉バスの利用登録がある者、法第78条に規定する福祉有償輸送の利用登録がある者および自動車税種別割・自動車税環境性能割または軽自動車税種別割・軽自動車税環境性能割の減免を受けた車両で移動が可能な者を除く。)

4 利用登録

この要綱にもとづき助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を提示するとともに、青梅市高齢者等タクシー運賃助成事業利用登録申請書兼個人番号カード利用規約承諾書(様式第1号)を青梅市長(以下「市長」という。)に提出(以下「利用登録」という。)するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 個人番号カード
- (2) 次のアからウまでの区分に応じ、当該アからウまでに掲げる書類
 - ア 前項第3号に該当する者 運転経歴証明書
 - イ 前項第4号に該当する者 母子健康手帳
 - ウ 前項第5号に該当する者 障害者手帳等

5 利用登録の受付場所および受付日時

(1) 利用登録の受付場所は、次に掲げる場所とする。

- ア 青梅市役所交通政策課
- イ 青梅市梅郷市民センター
- ウ 青梅市沢井市民センター
- エ 青梅市小曾木市民センター
- オ 青梅市成木市民センター

(2) 受付日時は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

6 助成の方法、助成額および助成の対象等

(1) 市長は、利用登録があった場合は、その内容を精査し、助成を認めた場合は、各年度において、青梅市高齢者等タクシー運賃助成決定通知書(様式第2号)により通知するとともに、次に掲げる情報を個人番号カードに対し電磁的に記録(以下「付与」という。)するものとする。

ア 管理番号

イ 青梅市高齢者等タクシー運賃助成金(以下「助成金」という。)の額(以下「助成額」という。)

ウ 有効期限

(2) 助成額は、1か月当たり3,000円とし、次号に掲げる助成期間(以下「助成期間」という。)の月数を乗じて得た額を、利用登録した初年度は利用登録をした日(以下「登録日」という。)に、次年度以降は、4月1日に付与するものとする。

(3) 各年度の助成額の有効期限は、付与された年度の末日までとし、助成期間の始期は登録日、終期は次のとおりとする。

ア 第3項第1号から第3号までに規定する者 令和10年3月31日

イ 第3項第4号に規定する者 分べん予定日の12か月後の月末または令和10年3月31日のいずれか早い日

ウ 第3項第5号に規定する者 障害者手帳等の有効期限到来月の月末または令和10年3月31日のいずれか早い日

(4) 助成額を付与された者(以下「利用者」という。)が1人で利用した場合は、1回のタクシーの乗車(以下「乗車」という。)につき、その運賃(以下「運賃」という。)の2分の1の金額(100円未満の端数が生じたときは、これを繰り上げた額)を上限に100円単位で利用者が任意で決定した金額の助成が受けられるものとする。

(5) 利用者が2人以上で乗車した場合は、1回の乗車につき、利用者それぞれの助成額の合計が運賃を超えない範囲で、前号に規定する助成を受けることができる。

(6) 個人番号カードの更新等により、再登録の手続を行う場合は、利用者は、第5項第1号アに規定する受付場所に更新後の個人番号カードを提出するものとし、付与する助成額は、更新前に付与された助成額の残額とする。

(7) 助成の対象となる移動範囲は、起点または終点のいずれかが市内であることとする。

7 タクシーの利用方法等

(1) 利用者はタクシーの予約時または利用時に、事業者に対し助成を受ける旨を伝達するものとする。

(2) 利用者は、運賃から前項第4号に規定する金額を当該運賃から差し引いた残額を支払うものとする。

(3) 事業者は車載端末を用い、前項第4号で決定した金額を利用者の個人番号カードに記録するものとする。

(4) 利用者が事業者以外のタクシーに乗車した場合は、助成を受けることはできない。

(5) 利用者が乗車前に運賃の決済を完了した場合は、助成を受けることはできない。

(6) 事業者に起因する理由により利用者が助成を受けられなかった場合、市ではその責任は負わないものとする。

8 助成にかかる費用の請求および支払

- (1) 利用者に対する運賃の助成は、個人番号カードを利用して助成額の控除を受けるものとし、当該控除額については、利用者の意思にもとづき事業者が代理請求し、受領する方法によるものとする。
- (2) 事業者は、月単位で本事業にもとづき利用された助成額をとりまとめ、翌月の10日までに市長に請求するものとする。
- (3) 市長は、前号の規定により請求書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、受理した日から30日以内に当該請求金額を支払うものとする。

9 登録内容の変更、個人番号カードの更新および利用登録の取消し

- (1) 利用者は、利用登録した内容に変更が生じた場合、または更新等により新たに個人番号カードが発行されたときは、青梅市高齢者等タクシー運賃助成事業利用登録変更等届出書兼個人番号カード利用規約承諾書(様式第3号)を市長に提出するものとする。
- (2) 利用者は、利用登録を取り消す場合は、青梅市高齢者等タクシー運賃助成事業利用登録取消申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

10 登録の抹消

利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は利用登録を抹消することができる。

- (1) 第3項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 市から転出したとき。
- (3) 虚偽の利用登録により助成を受けたとき。
- (4) 本事業を不正に利用したとき。
- (5) 本事業の利用が登録日から2年以上ない場合。ただし、抹消する前に当該利用者に確認の上、継続の申出があった場合を除く。
- (6) その他市長が不適当であると認めた場合

11 助成金の返還

市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、すでに交付してある助成金の全部または一部を返還させることができる。

12 その他

この要綱および青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによるほか必要な事項は、市長が別に定める。

13 実施期日等

- (1) この要綱は、令和7年10月15日から実施し、令和10年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前にこの要綱にもとづき行われた乗車について、この要綱の失効後に必要となる助成金の支払等の手続に関しては、なお従前の例による。

2 概要周知

以下のとおり、広報おうめ10月1日号で周知記事を掲載しました。

また、市役所、市民センターなどでパンフレットを設置しました(次ページ以降参照)。

10/1号 広報 おうめ 2025年 NO. 1519

10月15日から市内全域で！

マイナンバーカードを活用した
タクシー運賃助成を本格実施



対象 (市内に住所があり次に該当する方)

要件	登録申請時の持ち物
満75歳以上または 満65歳以上で運転免許を持っていない	本人のマイナンバーカード
運転経歴証明書を持っている	本人のマイナンバーカード、運転経歴証明書
妊産婦（妊娠中または出産後1年以内）	本人のマイナンバーカード、母子健康手帳
障がい者（右記書類を持っている） ※福祉バスなど福祉用機器運送登録がある、自動車税等の減免を受けた車両で移動が可能な場合を除く	本人のマイナンバーカード、 身体障害者手帳、愛の手帳（掠育手帳）、 精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか1つ

助成内容

降車時の支払いに、1人につき運賃の2分の1の額を上限に100円単位の任意の額を助成します。利用の際は、必ず登録を済ませた本人のマイナンバーカードをお持ちください。

▷助成額…1ヶ月 3,000円×登録月から年度末までの月数の金額を付与（1月登録の場合は1万8,000円）

▷対象事業者

京王自動車営業所 22-2612

京王自動車営業所 042-553-9966

登録（必ず本人がお越しください）

1～3月に登録済みで、マイナンバーカードを再交付していない方は手続き不要です。
登録場所 交通政策課（市役所5階）または梅郷、沢井、小音木、成木の各市民センター

登録時間 平日午前8時30分～午後5時

※登録時に利用者証明用電子証明書の暗証番号（4ケタ）を入力します。暗証番号を忘れた場合や、マイナンバーカードの読み込みができない場合は、登録前に市民課（市役所1階）での手続きが必要です。

詳細は市ホームページを
ご確認ください。



問 交通政策課交通政策係

マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業



令和7年10月15日（水曜日）
受付開始・本格実施スタート！

市では、高齢者等移動手段にお困りの方の外出促進などを目的として、本事業を実施します。

利用する前に「登録」の手続きが必要です。

また、登録時に利用者証明用電子証明書の暗証番号（4ケタ）を入力します。

◎令和7年1～3月（試行期間中）に登録手続きを済ませ、
マイナンバーカードを再交付していない方は登録手続き「不要」です。

■ 対象者

対象要件 ◎本人がお越しください◎	登録申請時の持ち物
①年齢が満75歳以上の方	本人のマイナンバーカード
②年齢が満65歳以上の方で、 運転免許証をお持ちでない方	本人のマイナンバーカード、 運転経歴証明書
③運転経歴証明書をお持ちの方	本人のマイナンバーカード、 運転経歴証明書
④妊娠婦の方 (妊娠中または出産後1年以内の方)	本人のマイナンバーカード、 母子健康手帳 ※分娩予定日の12ヶ月後の月末まで有効
⑤障がい者 福祉バスや福祉有償運送の利用登録がある方、 自動車税等の減免を受けた車両で移動が 可能な場合は除く。	本人のマイナンバーカード、 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、 精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか1つ ※有効期限が手帳に示されている場合、 その月の月末まで有効

■ 受付場所

青梅市役所5階 交通政策課

梅郷・沢井・小曾木・成木の各市民センター

■ 受付時間 <令和7年10月15日（水）から>

【平日のみ】午前8時30分から午後5時まで

（第3月曜日（市民センターのみ・第3月曜日が休日の場合は翌平日）
・土曜・休日の受付は行いません）

（問合せ）青梅市市民安全部交通政策課 0428-22-1111（内線）2557

（令和7年10月2日作成）

登録申請

- 代理申請はできません。必ず本人がお越しください。
- 手続き前に窓口備え付けの申請書を記入する必要があります。
- 登録完了後、すぐにタクシー運賃助成を受けることができます。
- 登録時に利用者証明用電子証明書の暗証番号（4ケタ）を入力します。その暗証番号を忘れた場合、電子証明書の有効期限が切れている場合またはマイナンバーカードの読み込みができない場合は、登録前に、市役所1階市民課での手続きが必要となります。

詳しくは
ホームページを
ご覧ください



助成内容

- 登録した年度 1か月3,000円×登録月から年度末までの月数※の金額を
登録時に付与します
- 翌年度以降 1か月3,000円×12ヶ月分※の金額を
毎年4月1日に付与します

※妊娠婦、障がい者のうち「精神障害者保健福祉手帳」の要件で登録した場合
登録時に設定した有効期限により、月数が異なります。

- 助成を受ける際、月内での上限額はありません。
- 本事業は予算の範囲内で実施します。年度の途中で助成額が予算に達した場合、翌年度まで助成は受けられません。その際は「広報おうめ」等でお知らせします。
- 付与した助成額の残額は、翌年度に繰り越しできません。

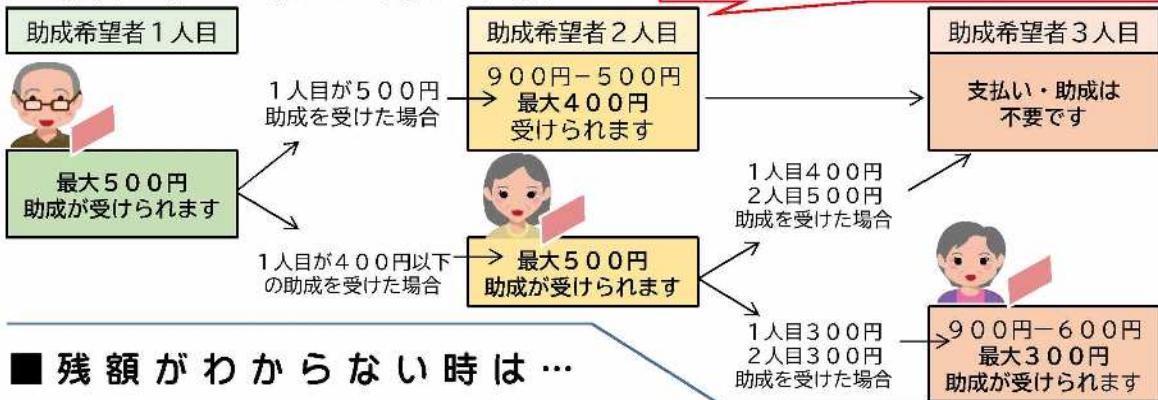
降車時 運賃の2分の1の額を上限に、100円単位の任意の額を助成します

- 100円未満の端数は、100円に切り上げて助成を受けることができます。
- 運賃には迎車、予約料金も含みます。
- 高速道路や有料道路の通行料金、駐車場代は助成の対象外です。

(例)運賃が900円

(運賃の2分の1の額が450円) だった場合…

2人以上が同時に助成を受けることで
よりお得にタクシーを利用することができます



①青梅市市民安全部交通政策課までお問い合わせください

(電話番号) 0428-22-1111 (内線) 2557

※確認の際、氏名、生年月日を口頭でお伺いします ※最新の情報が反映されていない場合があります

※市民センターでは、残額の確認はできません

②タクシー乗車時に、乗務員までお尋ねください

利用方法

乗車時は忘れずに、登録手続きを済ませた
マイナンバーカードをお持ちください

①予約・配車



- 乗車地または降車地が青梅市内であれば、助成を受けられます。
- 利用時間帯や、助成回数の制限はありません。
- 下記タクシー事業者に連絡するか、市内の駅や病院に待機している下記タクシー事業者の車両をご利用ください。
- 予約時に「マイナンバーカードの運賃助成事業」を利用するをお伝えください。
※対象事業者以外の事業者、営業所のタクシーをご利用の場合、助成は受けられません。
- ※アプリで予約や配車した場合、また、アプリなどで乗車前に運賃を支払った場合、助成は受けられません。

【タクシー運賃助成事業 対象事業者】

京王自動車(株)	青梅営業所	予約電話番号(青梅小作地区無線センター) 0428-22-2612
	福生営業所	予約電話番号(福生小作地区無線センター) 042-553-9966

②乗車

- 乗車したら「マイナンバーカードの運賃助成」を受けることを乗務員にお伝えください。
※乗車時のマイナンバーカードの車載器へのタッチは不要です。



③降車

(助成の手続き・運賃の支払い)

- 支払い時にメーターの運賃を確認し、運賃の2分の1を上限に、100円単位の希望助成額を乗務員にお伝えください。
- 車載端末で希望助成額を確認し、マイナンバーカードをタッチしてください。
※タッチした後は、希望助成額の変更はできません。
※2人以上助成を希望する場合、1人ずつ助成希望額を確認し、マイナンバーカードをタッチします。
- 運賃から助成額を引いた残額をお支払いください。



助成希望額が運賃の2分の1、4分の1の場合、手続きが少しスピーディにできます。

Q & A

①登録済みマイナンバーカードを忘れた場合や、
登録を済ませていないマイナンバーカードで、助成は受けられますか？
どちらの場合も、助成を受けることはできません。



②他の割引との併用はできますか？
障がい者割引などと併用することができます。

③マイナンバーカードにかかる取得、紛失、盗難などの手続きを知りたい。
青梅市市民部市民課までお問い合わせください。

④運賃助成を受けた後、自己負担額の支払い方法を教えてください。
現金や電子マネーなど、事業者が用意した方法でお支払いください。

⑤登録したあとに住所や名字が変更となった場合、届け出る必要がありますか？
市内での転居の場合、特に届け出る必要はありません。それ以外の場合は
届け出る必要がありますので、下記担当課までお問い合わせください。

⑥登録をやめたい場合、届け出る必要がありますか？
届け出る必要がありますので、下記担当課までお問い合わせください。

⑦年度ごとに登録申請する必要がありますか？
年度ごとに自動で更新するため、年度ごとの登録申請の必要はありません。
ただし、マイナンバーカードを再交付した場合は、再登録が必要です。新しいマイナンバーカードを受け取り、交通政策課までお越しください。
(再登録の場合、再交付前の残額を付与します。)

⑧梅郷、沢井、小曾木、成木の各市民センターでは、どのようなことができますか？
上記4か所の市民センターでは「登録申請」ができます。
そのほか、残額や登録状況の確認については、下記担当課までご連絡ください。

⑨令和7年1～3月に実施した「試行」の時に登録しましたが、再度手続きする必要がありますか？
再度手続きする必要はありません。

ただし、マイナンバーカードを再交付した場合、再登録が必要です。

⑩令和7年1～3月に実施した「試行」からの変更点について
下表のとおりです。

対象地区	市内の一部地域から「全域」に拡大
登録対象者	⑤障がい者を追加
受付場所	「梅郷、沢井、小曾木、成木の各市民センター」を追加
助成回数	1日2回、合計10回までとしていたものを、「制限なし」に変更
助成額	2ページ「助成内容」を参照
助成対象時間	午前7時から午後7時までを、「終日」に変更
協力事業者	京王自動車㈱青梅営業所のほか、「福生営業所」を追加

■ 問合せ

青梅市市民安全部交通政策課（市役所本庁舎5階）

（電話番号）0428-22-1111（内線）2557

3 登録状況

○令和7年10月15日の事業開始から11月30日までの登録者は3,019人で、令和7年1～3月の試行期間中の登録者数435人とあわせて、11月末現在の登録者数は3,454人です。

○要件別登録者数では「年齢が満75歳以上の方」の登録が最も多く、86.1%を占めています。次いで「年齢が65歳以上の方で運転免許証をお持ちでない方」で8.7%を占めています。

要件別登録者数

要件		人数	割合
要件 1	年齢が満75歳以上の方	2,974人	86.1%
要件 2	年齢が満65歳以上の方で、運転免許証をお持ちでない方	300人	8.7%
要件 3	免許返納などを済ませた、運転経歴証明書をお持ちの方	9人	0.3%
要件 4	妊娠婦の方（妊娠中または出産後1年以内の女性）	65人	1.9%
要件 5	障がい者	106人	3.1%
合計		3,454人	100%

※令和7年11月30日時点の登録者数

期間別の登録者数

	合計	要件 1	要件 2	要件 3	要件 4	要件 5
令和7年1～3月（試行期間）	435	364	55	1	15	-
令和7年10～11月（本格実施）	3,019	2,610	245	8	50	106
合計	3,454	2,974	300	9	65	106

※令和7年11月30日時点の登録者数

各地区の登録状況

	登録者数（人）	総人口に対する登録者数の割合	65歳以上人口に対する登録者数の割合
青梅地区	367	3.7%	9.6%
長淵地区	603	3.1%	8.9%
大門地区	511	2.4%	9.0%
梅郷地区	262	2.7%	7.3%
沢井地区	74	2.5%	5.8%
小曾木地区	75	2.5%	4.6%
成木地区	41	2.8%	5.6%
東青梅地区	540	3.6%	10.5%
新町地区	265	1.3%	5.5%
河辺地区	545	3.7%	11.4%
今井地区	171	1.6%	4.8%
合計	3,454	2.7%	8.3%

※人口は、令和7年1月1日現在（住民基本台帳）

4 利用状況

○登録者のうち、1回以上助成を利用した人数は1,276人で、全体の36.9%です。

登録要件別利用者数

対象者		登録者数	利用者数	利用率
要件 1	満75歳以上の方	2,974人	1,086人	36.5%
要件 2	満65歳以上で運転免許証がない方	300人	114人	38.0%
要件 3	運転経歴証明書がある方	9人	4人	44.4%
要件 4	妊娠婦（妊娠中または出産後1年以内の方）	65人	20人	30.8%
要件 5	障がい者	106人	52人	49.1%
合計		3,454人	1,276人	36.9%

※令和7年10月15日から11月30日までの集計

○10月15日から11月30日までの利用件数は、3,943件で、1日平均約84件です。次表の助成者数は、タクシー1回の利用につき同時に助成を受けた人数を示します。

2人以上が同時に助成した件数は、全体の14.0%です。

助成者数別の件数

助成者数	1人	2人	3人	4人	合計
件数	3,390件	540件	10件	3件	3,943件
割合	86.0%	13.7%	0.3%	0.1%	—
			14.0%		—

※令和7年10月15日から11月30日までの集計

○利用者が端末にタッチした時間を分析したところ、利用時間帯が最も多いのは11時台、次いで10時台です。一方、7時台以前や19時台以降の利用は少ないことから、登録を済ませた方のタクシー利用が、日中に多いことが伺えます。

時間帯別利用件数

時間帯	0時台	1時台	2時台	3時台	4時台	5時台	6時台
件数	15件	12件	1件	2件	0件	3件	10件
割合	0.4%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.3%
時間帯	7時台	8時台	9時台	10時台	11時台	12時台	13時台
件数	35件	172件	366件	462件	506件	428件	402件
割合	0.9%	4.4%	9.3%	11.7%	12.8%	10.9%	10.2%
時間帯	14時台	15時台	16時台	17時台	18時台	19時台	20時台
件数	363件	337件	286件	175件	110件	68件	50件
割合	9.2%	8.5%	7.3%	4.4%	2.8%	1.7%	1.3%
時間帯	21時台	22時台	23時台				
件数	54件	42件	44件				
割合	1.4%	1.1%	1.1%				

※令和7年10月15日から11月30日までの集計

○利用者の運賃(助成額を引く前の額)について分析したところ、最も利用が多いのは1,000円以上2,000円未満で55.5%です。単純に2,000円未満の金額を距離運賃に置き換えた場合、出発地から目的地まで概ね4km以内の利用が全体の80.2%を占めています。

運賃別件数

運賃	1,000円未満	1,000円台	2,000円台	3,000円台	4,000円台	5,000円以上
件数	973件	2,189件	520件	139件	56件	66件
割合	24.7%	55.5%	13.2%	3.5%	1.4%	1.7%

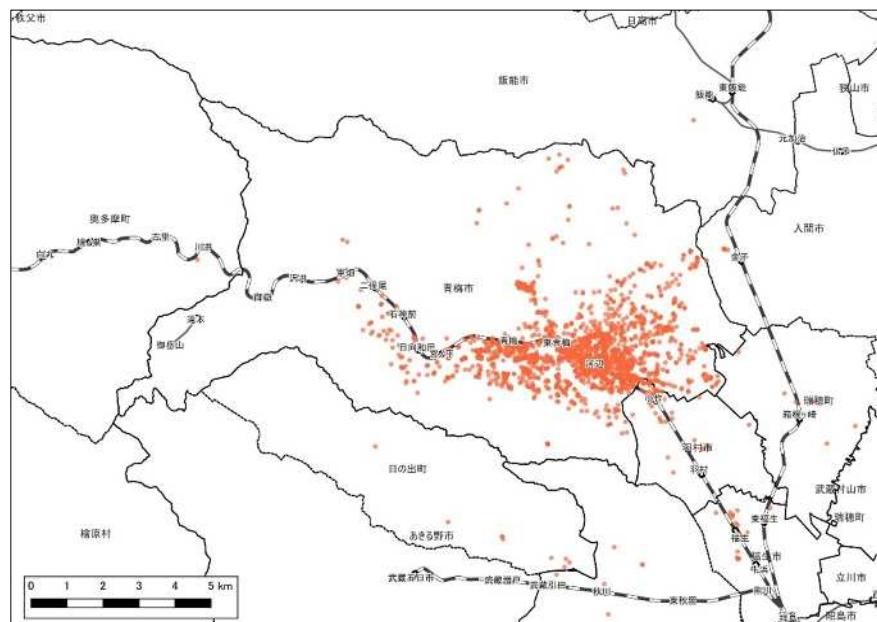
※令和7年10月15日から11月30日までの集計

(参考) 京王自動車(株)青梅営業所の運賃

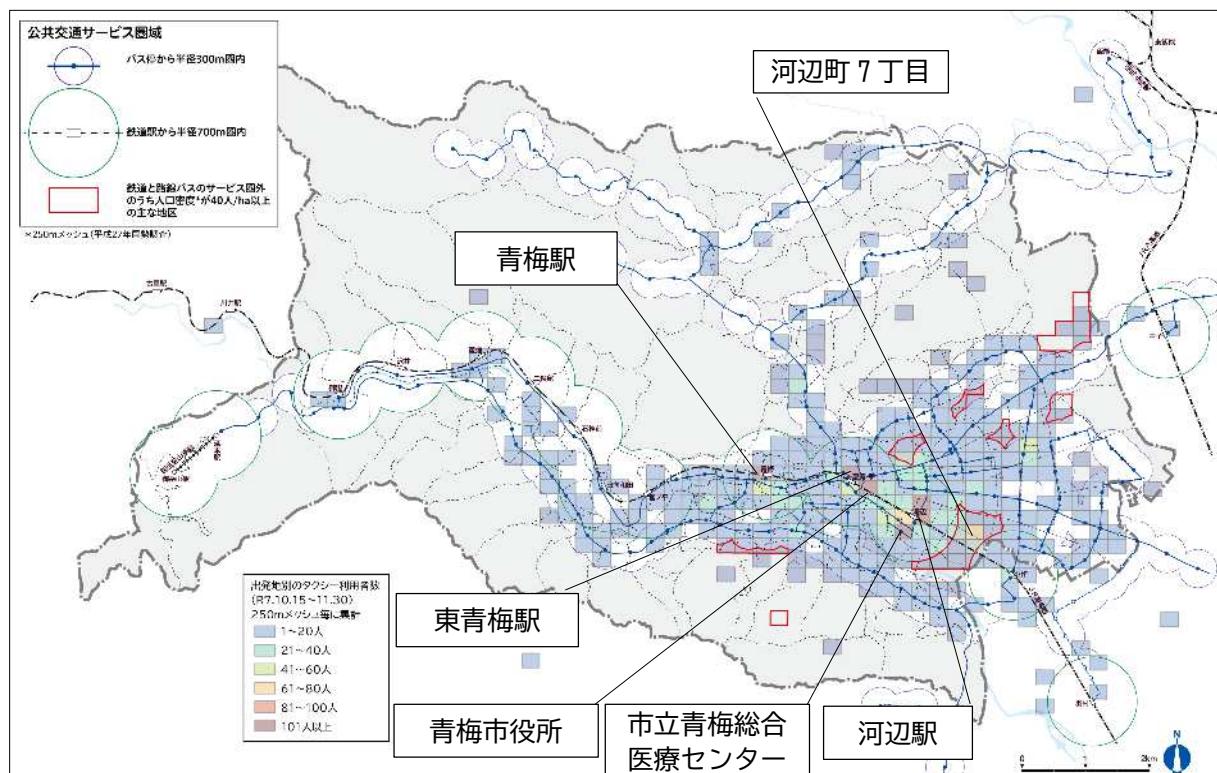
①距離運賃	初乗り 1.091km500 円、以後 233mごとに 100 円加算
②時間距離併用運賃	時速 10km 以下で走行した場合、1 分 25 秒ごとに 100 円
③迎車料金・予約料金	迎車料金：1回 400 円（時間指定予約の場合、別途 500 円）
④障がい者割引	1割引※当該手帳を提示した場合に限る
⑤遠距離割引	9,000 円を超える金額について 1割引

○出発地別の利用者数をみると、河辺、東青梅、青梅の各駅のほか、市立青梅総合医療センター、河辺町7丁目からの利用が多くみられます。

運行の出発地点



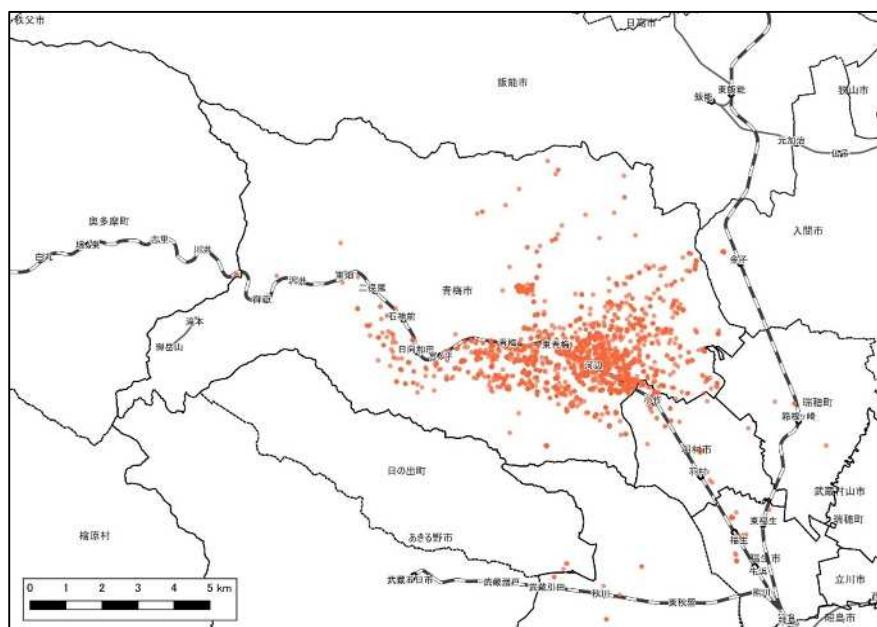
出発地別の利用者数 (250mメッシュ毎に集計)



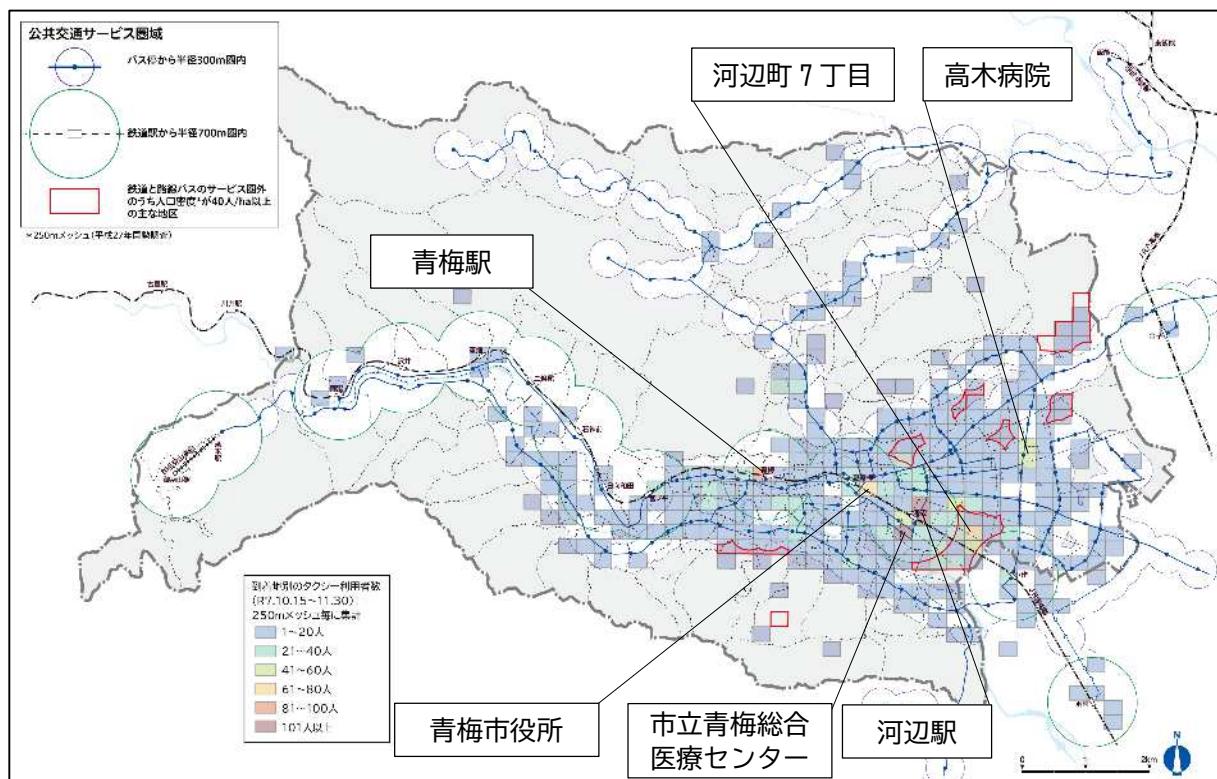
※令和7年10月15日から11月30日までの利用件数について、出発地を250mメッシュ(国統計に準ずる)に集約して利用者数を集計

○到着地別の利用者数をみると、河辺、青梅の各駅、市立青梅総合医療センターや高木病院などの医療機関、市役所、河辺町7丁目への利用が多くみられます。

運行の到着地点



到着地別の利用者数 (250mメッシュ毎に集計)

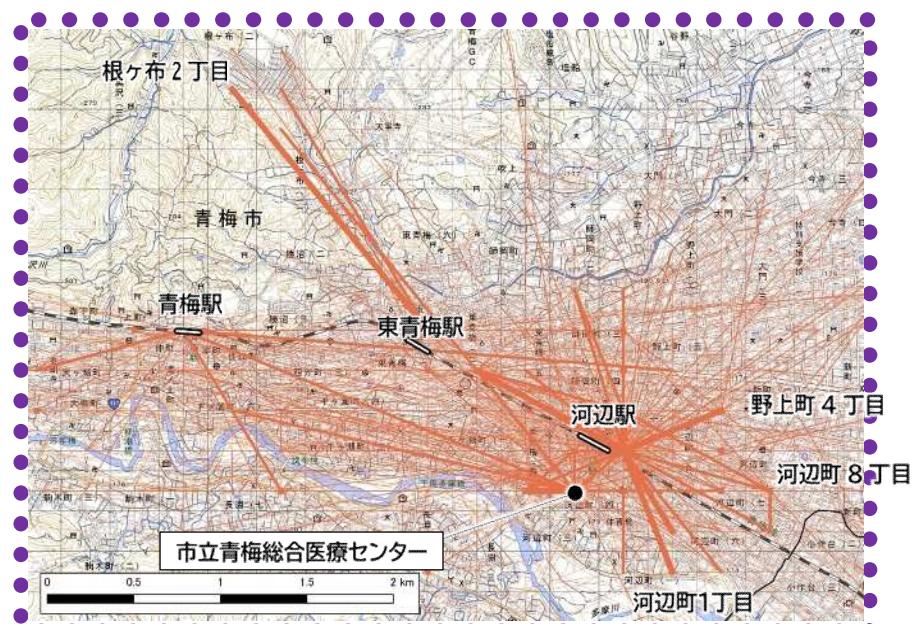
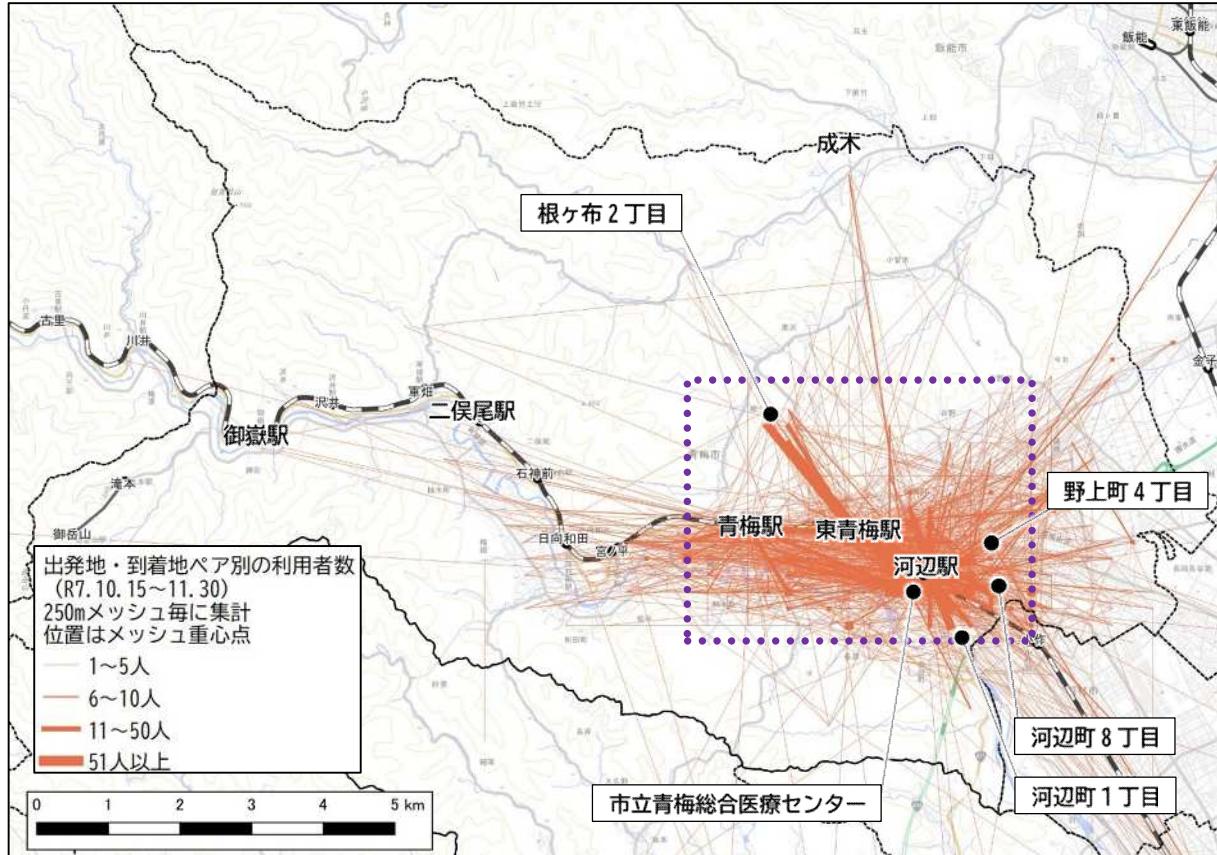


※令和7年10月15日から11月30日までの利用件数について、出発地を250mメッシュ(国勢調査に準ずる)に集約して利用者数を集計

○出発地と到着地ペア別の利用者数をみると、成木、御岳、二俣尾などと、河辺、東青梅、青梅の各駅周辺や、市立青梅総合医療センターを結ぶ、遠距離の利用もみられます。

○特に利用が多い地区として、根ヶ布2丁目や河辺町1丁目、河辺町8丁目、野上町4丁目と、河辺、東青梅駅周辺の移動が挙げられます。

出発地・到着地ペア別の利用者数（出発地・到着地を250mメッシュに集約して集計）



※令和7年10月15日から11月30日までの利用件数について、出発地
を250mメッシュ(国の統計に準ずる)に集約して利用者数を集計

協議事項

1. 公募委員の承認

- 青梅市公共交通協議会規約において、委員の任期は2年と定められており、令和7年8月21日で満了となるため、青梅市公共交通協議会の公募委員募集要領にもとづき、新たな公募委員の募集および選考を行いました。
- 7月1日号広報おうめ、および青梅市ホームページに募集告知を掲載し、7月1日から14日まで募集したところ、3名の応募がありました。書類審査による一次選考の結果、3名が候補者となり、募集要領に定める募集人員1名を超えたため、8月7日に二次選考として公開抽選を行いました。その結果、合格者1名「北嶋 稔(きたじま みのる)様」を選考し、8月13日にご本人から委員就任の承諾書が提出されました。
- 募集要領の12項に「委員は、協議会の承認を得て最終決定する。」とあることから、「北嶋 稔(きたじま みのる)様の公募委員就任について、委員の皆様のご承認を得るものです。

令和7年度公募委員選考経緯

日時	内容	摘要
7月1日	広報等 記事掲載	・広報おうめ7月1日号および市ホームページに募集告知掲載
7月14日	募集締切	・応募者3名あり
7月14～23日	一次選考	・書類審査(応募資格等確認)の結果、候補者3名を選考
7月23日	結果通知	・候補者3名に一次選考結果および二次選考実施を通知
8月7日	二次選考	・午前9時30分から青梅市役所502会議室にて公開抽選を実施し、合格者1名を選考
8月8日	結果通知	・合格者および落選者に二次選考結果を通知
8月13日	承諾書提出	・合格者から承諾書の提出あり
12月17日	最終決定	・協議会の承認を得て最終決定

2. マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成事業の今後の拡充

○今後、事業の拡充について、主に次のことを研究、検討してまいります。

①対象事業者について

- ・西多摩交通圏(青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町の8市町村)内のタクシー事業者(対象:3事業者)
- ・市内に事業所がある介護タクシー(一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定))の事業者(対象:19事業者)

②登録手続きについて

- ・代理人による申請(マイナンバーカードの申請手続きを参考に、なりすましなど不正利用の防止に留意した運用を研究)
- ・受付場所の増設(市役所交通政策課窓口、梅郷、沢井、小曾木、成木の各市民センターに加え、ほか7か所の市民センターへの拡充を検討)

3. 河辺町1～3丁目地区における新たな公共交通の本運行(案)

1 これまでの経緯

年度 月日		取組概要
令和4年度	1月29～31日	・試乗イベント、地元向け試乗会
令和5年度	10月2日 ～11月30日	・実証運行(無料)
令和6年度	10月1日 ～11月30日	・実証運行(有償)
令和7年度	8月18日の 前回協議会まで	・河辺南公共交通推進委員会(地域住民組織)と協議 ・国土交通省関東運輸局東京運輸支局と協議 ・バス・タクシー交通事業者と協議 ・交通管理者(青梅警察署)と協議
	9月29日	・交通管理者(警視庁交通部、青梅警察署)と実走
	10～11月	・市内交通事業者に意向の確認
	12月15日	・河辺南公共交通推進委員会(地域住民組織)と協議

2 意向の確認

○「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」にもとづき、事務局から事業者に対し、次のとおり確認を行いました。

【内容】

8月18日に開催した第56回公共交通協議会において協議事項の一つだった、「河辺町1～3丁目地区における新たな公共交通の本運行(案)」にかかる、導入の可否について

【確認時期】

令和7年10～11月

【確認事業者】

東京都交通局、西東京バス(株)、西武バス(株)、京王自動車(株)

【回答】

いずれの事業者も、道路運送法第4条に規定する一般旅客自動車運送事業(緑ナンバー)での運行は困難であるとのことでした。

→結果を受けて、市が実施主体となり、道路運送法第78条に規定する自家用有償旅客運送事業(白ナンバー)での運行を主に、運行開始に向けた準備を進めることにしました。

3 本運行概要・運行計画

(1) 概要

【目的】

地域住民の移動に不便がある地区において、新たな公共交通を導入して「鉄道と路線バスのサービス圏外の解消」を図ること。

【運行開始】

令和8年7月(予定)

【運行区間・路線】

青梅市河辺町1～3丁目地区と河辺駅南口を結ぶ区間
東ルート、西ルートの2路線とする

【事業区分】

道路運送法第78条第2号に規定する「自家用有償旅客運送」
(市が実施主体となり、交通事業者および地域組織と連携・協力する)

(2) 運行計画

【運行形態】

定時定路線

【運行日】

月曜日から土曜日まで(日曜日、祝日は運休)

【運行時間】

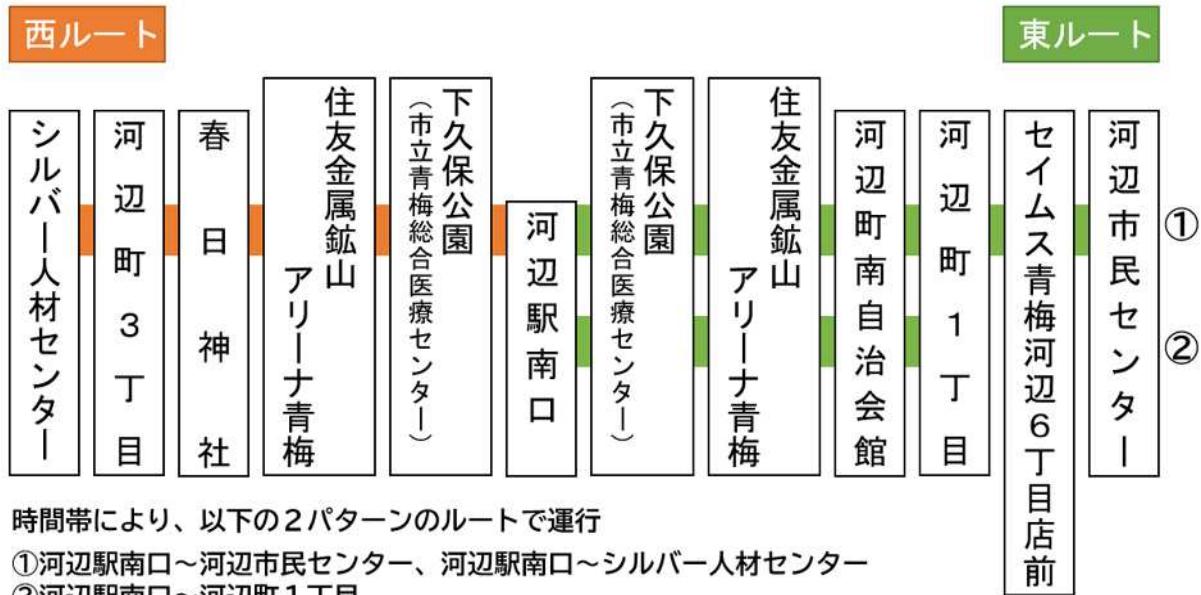
午前9時から午後4時まで

【料金】

各ルートとも片道200円

【路線図】

- ・停留所:10か所
- ・実証運行で把握した移動需要に対応するため、東ルートは、河辺駅南口～河辺町1丁目の折り返し便を設定



時間帯により、以下の2パターンのルートで運行

- ①河辺駅南口～河辺市民センター、河辺駅南口～シルバー人材センター
②河辺駅南口～河辺町1丁目



4 車両

車両は1台で運行し、比較検討のため、異なるタイプの車両をそれぞれ1～2か月程度レンタルし、令和8年度中の購入を予定します。

		
メーカー名	ヤマハ発動機	シンクトウギャザー
車種	AR-07	eCOM-4
座席数(運転席除く)	6席	6席
特徴	低床、走行実績多数	車椅子乗降可、荷物スペース

※令和5・6年度実証運行で使用

5 今後の予定

年度 月	取組概要
令和7年度	12月 ・第57回公共交通協議会 ・条例素案の作成
	1~2月 ・運行管理を委託する事業者との協議 ・乗務員の確保
	3月 ・条例素案へのパブリックコメント実施 ・第58回公共交通協議会 →進捗などの報告、運行案の協議
令和8年度	4月 ・パブリックコメントの結果を踏まえた条例素案の修正
	5月 ・第59回公共交通協議会 →運行計画の確定(対面での開催を予定します。) ・交通空白地有償運送運転者講習 ・条例案の決定(府内)
	6月 ・道路運送法第78条登録申請手続き (関東運輸局東京運輸支局) ・条例案の提出(市議会)
	7月 ・条例施行 ・道路運送法第78条による本運行開始

6 その他

1日でも早く運行ができるよう、準備を進めてまいります。

4. その他